

公共下水道事業の経営健全化を目指して

4月1日から

# 公共下水道の使用料金が改定になります

★下水道課 ☎ 1146

衛生的で快適な生活環境を推進するために

市では、多くの市民のみなさんが衛生的で快適な生活を過ごすことができるよう、昭和51年から公共下水道事業に取り組み、昭和61年には本庄地域の一部地域で公共下水道が利用できるようになりました。

そして、平成19年度末には普及率が47・9%（行政人口比率）、水洗化率（接続率）は83・7%となり、約3万3千人のみなさんが利用しています。今後も引き続き、市民のみなさんの生活環境改善のため、計画的に公共下水道整備を進めます。

平成19年度汚水処理に係る決算状況について

平成19年度の汚水処理に要した費用は次のとおりです。

○汚水処理場の維持管理に約2億4千万円



トゲウオのすめる清流を！

水質管理センター最終沈殿池

○汚水処理場の建設や下水道工事を行う際の借入金返済に約10億5千万円（借入金の総額は約170億円、残高は約100億円となっています。）

○下水道管の点検や補修、営業費用その他の経費に約1億1千万円

合わせて約14億円の経費がかかり、使用料収入は約5億円、約9億円の収入不足が生じました。（不足額は一般会計から補てんしました。）これは、1mの汚水を処理（維持

管理を含む）するの約302円の経費がかかり、使用料収入が約108円であったということとなります。このため、公共下水道事業については、収支の改善が求められていました。

平成19年度汚水処理に係る決算状況



## 使用料改定への経緯について

公共下水道事業については、多額の経費と長い年月を要する先行投資型事業であり、その財源は、国からの補助金のほか、借入金に多くを依存しています。また、汚水処理経費については、公共下水道を利用されるみなさんからの使用料収入によって、賄うことを前提としています。

このため、一般会計とは区別して公共下水道事業特別会計として運営していますが、使用料収入のみでは必要とする経費を賄うことができないため、毎年度一般会計から不足額の補てんを受けています。

市では、このような経営状況から、昨年7月に下水道事業審議会に使用料改定について諮問し、5回の審議を経て、11月に答申が出されました。そして、この答申の内容を尊重し、平均約23・8%引き上げる使用料改定案が12月の市議会で可決されました。今回の改定は、下水道利用者の生活等への影響を考慮するとともに、福祉や教育をはじめとする市民サービスの充実のためにも、一般会計からの支出を減らし、公共下水道事業の経営健全化を目指したものです。新料金は4月1日以降の検針分からとなりますが、経過措置として3月31日以前から

重し、平均約23・8%引き上げる使用料改定案が12月の市議会で可決されました。今回の改定は、下水道利用者の生活等への影響を考慮するとともに、福祉や教育をはじめとする市民サービスの充実のためにも、一般会計からの支出を減らし、公共下水道事業の経営健全化を目指したものです。新料金は4月1日以降の検針分からとなりますが、経過措置として3月31日以前から

## これからの公共下水道事業経営について

市では今後、次のような考え方で公共下水道事業を進めていきます。

- 河川の汚れが進み、下水道の整備が急がれる地域などを優先的に整備していきます。
- 施設の延命化対策や建設工事等のコスト縮減に努めます。
- 整備区域内で公共下水道を利用していない市民のみなさんに利用促進の働きかけを行い、施設が効率的に利用されるよう啓発に努めます。

## ご存じですか 受益者負担金制度

公共下水道は、道路や公園などのように不特定多数の人たちが利用できる施設とは異なり、利用できる区域や利用できる人たちが限られます。このため、公共下水道が利用できる区域の土地（宅地や農地等）所有者等のみならず、事業者の一部として受益者負担金（1㎡当たり300円）を負担していただいていますので、ご理解とご協力をお願いします。

## 4月から次の区域で公共下水道が利用できます

- 児玉町児玉の一部
- 児玉町八幡山の一部
- 児玉町金屋の一部
- 緑3丁目の一部
- 西五十子の一部

## 公共下水道事業の再評価について

再評価とは、公共事業の効率性や実施過程の透明性の一層の向上を図るため、過去10年間に実施した事業を評価し、その事業の妥当性を判断するものです。

市では、公共下水道事業の再評価を実施した結果、下水道事業審議会において「公共下水道事業の普及率が現在、約48%と整備途上であり、今後も市民の生活環境改善のため、計画的に整備していくことが重要である」との結論をいただき、引き続き事業を推進していくことになりました。

公共下水道使用料新旧比較表（1か月分）

用途	排除量	改定前	改定後	
一般用	基本料金	10㎡以下	650円	800円
	超過料金 (1㎡につき)	11㎡～30㎡	95円	117円
		31㎡～50㎡	105円	130円
		51㎡～100㎡	115円	143円
		101㎡～200㎡	140円	175円
		201㎡～500㎡	160円	200円
		501㎡～1,000㎡	180円	225円
1,001㎡以上	200円	250円		
浴場営業用	1㎡につき	40円	40円	

※排除量とは水道の使用水量等です。  
※使用料は消費税抜きの金額です。

## ～一般的なご家庭の使用料計算例～

水道水のみを使用しているご家庭で、2か月分の水道水検針量が50㎡の場合（この場合1か月25㎡として計算します。）



	改定前使用料	改定後使用料
基本料金：10㎡まで/月	650円	800円
超過料金：11㎡～30㎡/月	1,425円 (15㎡×95円)	1,755円 (15㎡×117円)
1か月分使用料①	2,075円	2,555円
2か月分(①×2)	4,150円	5,110円
消費税(5%)	207円	255円
請求額(2か月分)	4,357円	5,365円

※使用料改定後は1,008円の増額となります。